

成弘名一町・同屋敷等の安堵を乞いその外題をうけている。尙この文書によれば供僧榮遷はこの地を先師神栄から相伝している。

そして永和二年（一三七六）九月廿九日の頃は、前記宇佐宮若宮経番供料々所横山浦成弘名田地八反廿五代は、供僧賢信律師に知行せしめよとの下知状が、勘解判官知秀の名前で宇佐宮大官司宛出されている。

（官成文書同日条）
その後、内尾文書応永八年（一四〇一）五月十三日の条に、宇佐公光の寄進状と田地売券とがある。

それには「豊前国宇佐郡横山浦得光名・中村枇杷迫名之内いちこ原・同まち引を法雲寺に寄進と売券とあって、ここに横山浦は宇佐郡と明記されている。同文書応永廿二年（一四二六）十一月八日の条にも、僧守真が祖父・親父の追膳のため、宇佐郡横山浦中原之口坪中依二反を法雲寺に寄進する、とあって宇佐郡とある。つまりここでは横山浦の中に宇佐庄の成弘名と、宇佐庄でない名があり、これを区別するために宇佐郡と明記したのではなからうか。

麻生庄については、前記北和介文書応永廿一年（一四一四）七月八日、弾正忠某から矢上大蔵大夫と郡代宛の奉書に、「宇佐郡御寺領麻生庄之内漆垣畠地・同郡御神領中籠屋敷

一ヶ所并南依畠地二反、今者泉房郎号和郎所を、池永若狭守に打渡さしむ」とあって明らかに宇佐郡麻生庄とある。その後山口文書文明十年（一四七八）八月十七日、大内政弘が「豊前国宇佐郡横山内松原三町地計田主賢を麻生郷にある宝陀寺に寄進し、この宝陀寺について、同文書天文廿一年（一五五二）十一月廿八日、大内義長安堵書下に、「豊前国宇佐郡宝陀寺事、任文明十年八月十七日法泉寺殿（大内政弘）・文龜二年（一五〇二）六月廿三日俊雲寺殿（義興）享祿二年（一五二九）三月廿二日龍福寺殿（義隆）証判等之旨、云寺家云寺領慶種書記可全執務之状如件」とあって、麻生郷が宇佐郡であることを明示している。

尙この論旨を徹底させるためには、八幡宇佐宮寺と大内氏その他の勢力関係から、これを裏付けするの要を感ずる。

落書小考

後藤重巳

嘉永八年（安政二）（七年十一月廿七日改元）一月日付の橋津文書に、左の史料が見られる。

覚

一去ル十日夜村々江落文御座候ニ

付

此節取調候得共私共右等之儀仕候者毛頭無御座候此段村内江右

体

之儀仕候者及聞候得者早速

御訴出可申候依之銘々連印仕差

上申候以上

順平

（外四十九名略）

前文之通村内取調候処右様之儀致候者宅人茂無御座候ニ付家頭之者共

印形致差上申候以上

嘉永八年

組頭

左之助

橋津喜左衛門殿

庄屋

豊田孫三郎

右、問題の「落文」は、その内容を
を知り得ないけれども、当局側にと

っては、至極不都合な内容のものであったことは、疑いない。

一体、落首・落書（文）の歴史は、極めて古く、古代期までにさかのぼることができるとあるが、中世には、『建武年間記』に見える「二条河原落書」などは、余りに名高かく、また近世に入ると、「宝永落書」をはじめ、特に、安永・天明期における苛政に対する諷刺ものや、幕末期における世情不安等をなじるものなど、明治初年にまで隆盛を極めた。

今日のように、新聞・雑誌・ラジオ等における、いわゆる投書欄に相当する庶民の苦情処理方法は、全く存在しない時代にあり、しかも、

「物言えんば唇寒し」時代には、偽名や匿名による苦情・意見表示の方法が、いわば唯一つの方法であった訳であり、世情不安期には、これがた

めに、落首・落書が盛行する事は、所詮当然と言えよう。

落首・落書の中には、一般的に世情を諷刺する類のものはじめ、第三者を誹謗・中傷・讒言するもの、

政治に対する不満や意見を進言する直訴的な性格のものなどが考えられるが、差出人や、作者の名を偽名にし、また匿名する事が原則であった。

ところで、落書に関しては、古く、『政事要略（国史大系二十八）』の巻八十四、「糺彈雜事」には

又云、投匿名書、告人罪者徒二年、謂、絕匿姓名、及假人姓名、以避己作者、棄置懸之、但是得書者、皆即焚之、若將官司者杖一百、官司受而為理者、加二等、被告者不坐、輒上聞者、徒二年半

と見えており、すでに古代において、匿名で投書する事は罪と規定されている。

中世期の一揆契状の中に、一揆構成員は、「腹臆なく意見を述べる様」規定されている事実は、集団秩序を維持するためには、各人の身心一体となった協力が必要であったからであり、心をかくす事は、当然悪ともされている。

江戸幕府では、一般庶民の、政治に対する進言や、要求・不満などを集約するために、目安箱の設置されたのは、享保六（一七二一）年に徳川吉宗による例が著明であり、この庶民直訴を目的とする訴状箱の設置

は、各藩でも行なわれていた。

「御役所御門外上出居候目安箱之事」（執腕録II橋津文書）によると、

一寛政二戌九月十九日御役所左之通御觸出村方上申触置候右ニ付御門外上尺ニ四五寸四方之箱上屋付台ニ乗せ被成御出候と見え、その申触内容は、次の如くであった。

覚

一都而御領分末々迄様子委敷違御聴候様之思召ニ而陣屋門外ニ此度被仰出候目安箱差出候之間村方之者其筋上申出義茂有之節は右箱ニ書付入候様勿論庄屋其外役人共

茂
陣屋上難申候儀候節は是又目安箱ニ書入可申候 尤無名ニ而は焼捨相成候間名相記印形致、可差出候右之通被仰出候間村々端々迄不洩様可
被申聞候以上

右の史料は、島原藩豊州飛地に対する高田役所からの觸出してあったが、城付地島原では、前年の寛政元年九月三日には、すでに大手門等に目安箱の設置を実施していた。

この目安箱の開設が、具体的にどのような効果を果したかについては、知る史料は、手元にはない。

唯、推則し得ることは、一般的に幕末にかけて落首・落書の隆盛の事実や、その設置場所や、記名有印嚴守の条件等から、当局側の期待ほどまで効を奏さなかったのではないかと思う。

さて、文化八年、橋津組での落文事件から四〇年程を経た、文化八（一八一二）年二月の、日付をもつ、誠に奇妙な史料がここに見られる。この史料が落文のタイプに属するか否かについては若干の問題があるが、この点は後日の考証に委ねる。宇佐郡宇佐市市広崎氏の文書中に見られるこの一点の史料は、やや長文なるも、以下全覽する事にする。

乍恐以書附奉願事

地獄国村々百三拾六村

鬼共連名

①一私共村々之儀御従先祖 不法不律之輩罷越國曆朝廷之御裁許之上右之族落來種々呵責仕家々共夫食被申付國中豊相暮來候如近年並邊國仏道甚繁昌仕候付不殘極桑或天道御遺被成候付自然國中村々共ニ夫食無御座難儀至極仕候且又稀落來候罪人賊人之族研或打首等之者共計ニ而一向油氣無御座候付其味合愚敷喧不申喚候其力成不申付

皆々及湯命計之為ニ而何共致方無御座難波至極之段御賢察可被下候事

②一三途川原約網等又被年寄候鬼共極桑ニ内縁を求掛弟子罷成衣を差鈕鼓扣

大津草津之間罷出一紙半銭之他力願或丹波大江山勢州鈴鹿山又京都九条通羅生門迄縁類御座候鬼共少少之助力を以頼兎角取続申候仕合御座候就中從類多有之候鬼共必死之及困窮候付兼被渡置候鉄之棒斧鉞吉拔等其外之諸道具迄無是非質物入置候者御座候得自然重罪之者共落來呵責之仕付之節大切御用等差支由候依之何共恐多候得共為御救左之通御免被仰付被下置候様願上候事

③一古來々有來候地獄數多有之候如只今而者申上候通仏道繁昌付落來者少候付修獲等成兼間々退転候所も御座候尤無間焦熱呼喚等格別其外別所之小地獄等此開地被仰付下置候、年々栗森禪唐芋等根付以惡地獄中養助力仕度候尤地合惡敷嶮岨之地檜杉松等之類植立申度御願上候事

④一三途川從古來船渡而御座候得共只今土橋仕人前六錢宛橋賃取候様被仰付被下置候様奉願上候事

⑤一西隣之川原而老ケ年兩度免見世物芝居御免被下候 盆正月興行仕子供ニ見せ申度左候ハ是又渡世ニ成可申事

⑥一死出之山年久敷枯木朽崩居申候依之往生人通之妨相成候間朽木下枝等払方被仰付可被下御事

⑦一死出之山六道之辻之間往生人通筋之

候得、何卒百軒計之新町御免被成下候得
ハ／＼老女并妻子、草煙草履鼻紙之類菓子
等為／＼壳渡世為致申度尙又美麗成遊女
共落米／＼候、呵責之替、勤等為致可申
候事

⑧一近年宗籍、六道錢持參無之在生人御
御座候付、惣地獄中自然鳥目山座御座候
依之何卒十年札遣い被仰付可被下御事
⑨一畜生道理居候牛馬之骨大分之事御座
候、是又御免被仰付候、朝鮮琉球表積
渡砂／＼糖糍、充私申度御事

右七ヶ条願申上候通何卒御免被下候
地／＼獄中取続仕度此段御考察被下置至
極之御／＼用捨以願之通被仰付被下置候
ハ地獄中一／＼同有難仕合可奉存候以上
文化八年 未二月

惣鬼共連判

前書之通惣地獄中至て難決之段儘ニ見
届申処全相違無御座候間右鬼共歸之通
被仰付可被下候於下方何差支無御座
候付奥印仕差出申候以上

閻魔大王

十王中連印

右史料の大意は、村々に響えられ
た地獄村々の困窮状態は難決至極で
あり、村中鬼共渴命の危急に至って
いる実情に基づいて、御救い方を要
請する。

鬼共の中でも、いくらか賢明な連
中は、極楽にツテを求めて寄食した

りして生命をつないでいるが、大半
のものは、夫食に困り、呵責に必要
な鉄之棒・斧・鎌・舌抜まで入質し、
罪人呵苦の職務さえ執行できない状
態に至っている。数多い地獄の中で
も無間・焦熱地獄等は辛うじて存続
しているものの、他の小地獄は、村
潰れの状態に至っている。そこで地
獄村々取続けの手段として、開地に
粟・キビ・稗・唐芋を根付して夫食
の助けにしたい。嶮岨な山山には、
植林もしたい。

生活の業として、三途の川の渡場
に土橋をかけて、通行料を徴収し収
入の道にもしたい。
近辺村境の川原で、盆・正月に見
世物興行して渡世の足しにもしたい
ものだ。

死出の山から、六道の辻の間に、
新町を作り、店商いをするも一案で
あるので許可して欲しい。
等々である。

以上の七ヶ条を検討してみると、
文化期の困窮農村の実情を如実に表
現しており、そこには、社会政策面
における、見世物興行に対する禁令
への反発や、経済面における正金銀
の払戻と札遣の問題等にまで眼を向
けている事が分る。

この史料が、嘆願書の様式として、
極めて整然とした様式を踏んでおり、
鬼村鬼共の連署要請を 大庄屋に当

たる十人の代表地獄十王が奥印して
当局に相当する閻魔庁の大王に、中
継上進している点など、整然として
書式をもっている。

この史料は、当時天領に属する中
原村広崎氏の史料中に所在するもの
であるが、史料中の「地獄国村々百
三拾六ヶ村」の数字は、当天領下の
村数とは不一致であり、更に考証の
必要がある。

紙幅の関係から、この内容考証問
題は、別稿にゆづる事を約して、こ
こでは、史料紹介にとどめおく。

さて落文に関しては、『元祿御法
式』に、

致落文者之類死罪、品ニより流罪
其張紙之仕方軽重にて替る

と見え、当期には、この処罰が実際
に施行された例を見せている。

『御綱書集成』延享三年の史料に、
「近頃雷之儀に付 不届至極候」、
元文元年には、「近頃雑説虚説を申
ふらし、物になそらへ作り物らく書
等流布いたし、其上今度金銀吹替ニ
付雑説を申 無筋儀を書付 申ふら
し候もの有之、不届至極ニ付」と言
う規制を見ても、いかに落文落書の
流行が盛んであったかが知られる。

右に全覽した、地獄村々からの訴
状（落文）を見る時、いわゆる「地
獄」に関する知識の程を察し得る。

中世以降の仏教信仰の中でしめる

「地藏信仰」は、庶民信仰としては
重要な位置をもっており、この地藏
信仰が、交通・生産・疾病治療・児
童養生などに、巾広く信仰の裾を広
げていた訳だが、民間におけるこの
流行の具体例としては、各地に見ら
れる「地藏講」などがある。

最下層の庶民層にまで浸透した地
蔵信仰における地獄の呵責、その呵
責を快しとする地獄の鬼共さえの苦
境、これを、困窮化した農村に譬喩
して落文の形式に作成した筆者の構
想力に感服せざるを得ない。

内容が、御救いの要請に始まり、
三途川の渡橋料の徴収、見世物小屋
の開設、小商いの認可など、思えば
近世末期農民の切実な要望事項ばか
りであり、ましては、畜生道に埋れ
ておる牛馬骨を「琉球」へ輸出する
など、いわば、開国通商にまで視野
を展開した内容の、この一点の史料
に深い興味を覚えるのである。

若し右史料の「原典」点史料をこ
存知の諸賢があれば、ご教示願いた
す。